

医療保険に付加された入院初期給付特約における追加支払について

このたび、過去に「入院初期給付金」をお支払いした医療保険契約において、その後、同一の傷病で複数回ご入院された場合に、「入院初期給付金」の一部のお支払いができていなかった事象が判明いたしました。

弊社調査により、追加支払の対象となることが判明したお客さまには、順次弊社から個別にご案内させていただいております。今後も引き続き誠意をもって対応いたします。

なお、ご解約や契約期間の満了等により、既に保険契約が終了しているお客さまにおかれましても、追加でのお支払いとなる可能性があります。お手数をおかけしますが、お心あたりがございましたら、以下の問い合わせ窓口までご照会いただきますようお願い申し上げます。

フコク生命 入院初期給付金照会センター
特設ダイヤル：0120-247-047
受付時間：平日 午前9時から午後5時(12月30日から1月3日を除く)

かかる事態を招き、お客さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

記

1. 今回発生した事象の概要

入院初期給付金のお支払いにかかるシステムおよび査定事務の不備を原因として、当該特約の支払事由に該当する入院をされ、入院初期給付金をお支払いしたご契約において、その後、同一の傷病で複数回入院されたケースの一部で、入院初期給付金のお支払いができていなかった事象が判明しました。

2. 追加支払の対象となる特約の名称と販売期間

特約名称	販売期間
5年ごと利差配当付医療保険または無配当医療保険に付加された入院初期給付特約	1997(平成9)年6月から 2000(平成12)年1月まで
5年ごと利差配当付医療保険または無配当医療保険に付加された新入院初期給付特約	2000(平成12)年1月から 2007(平成19)年3月まで※1
5年ごと利差配当付新医療保険、5年ごと利差配当付終身医療保険または無配当新医療保険に付加された入院初期給付特約(01)	2001(平成13)年10月から 2014(平成26)年3月まで※2

※1 2001(平成13)年11月以降は中途付加のみのお取扱い

※2 2009(平成21)年4月以降は中途付加のみのお取扱い

※上記特約の概要

・入院初期給付特約

病気や災害で5日以上継続して入院されたとき、一時金(入院初期給付金)をお支払いします。

[1回の支払いにつき3万円または6万円]

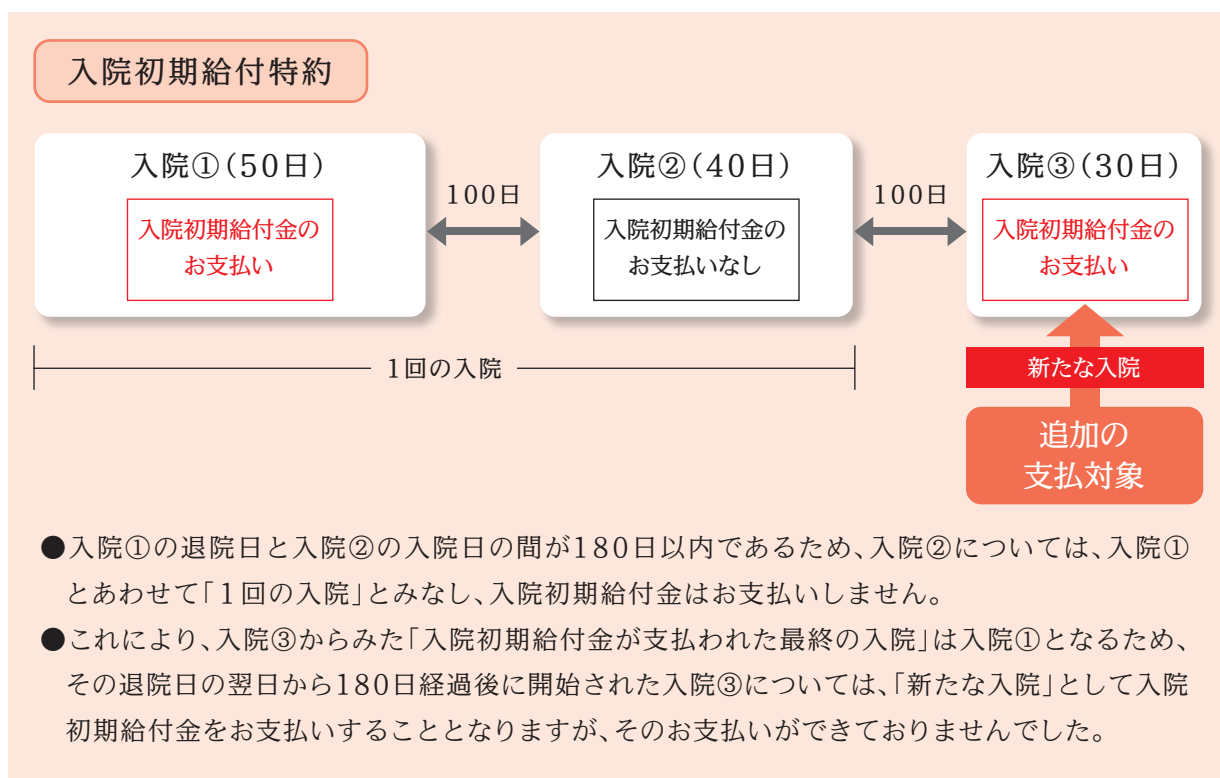
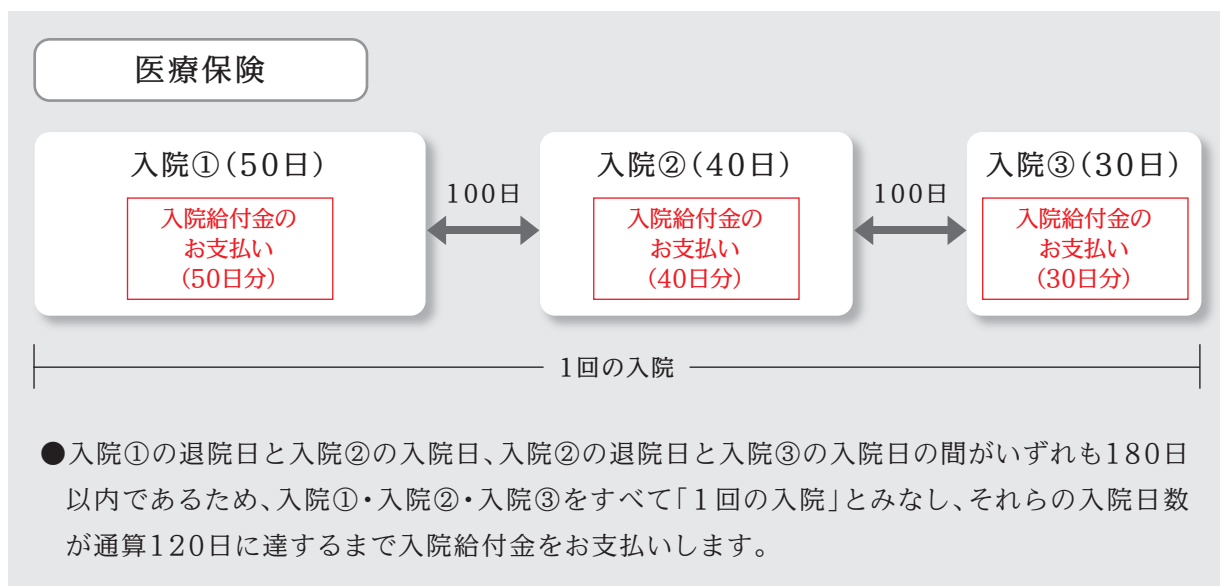
・新入院初期給付特約、入院初期給付特約(01)

病気や災害で2日以上継続して入院されたとき、一時金(入院初期給付金)をお支払いします。

[1回の支払いにつき1万円～10万円]

3. 入院初期給付金のお支払いができていなかった具体的事例

同一の病気による入院が断続する次のようなケースで、医療保険および入院初期給付特約による給付金のお支払いは以下のとおりとなります。



4. 再発防止について

今回の事態を真摯に受け止め、今後、同様の事象が発生しないよう、保険金等支払管理態勢の一層の強化を図り、再発防止に努めてまいります。